

議案第 6 2 号

松阪市コミュニティセンター条例の一部改正について

松阪市コミュニティセンター条例（令和 4 年松阪市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 6 月 15 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

松阪市コミュニティセンター条例（令和 4 年松阪市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

松尾地区コミュニティセンター	松阪市丹生寺町 605 番地
米ノ庄地区コミュニティセンター	松阪市久米町 926 番地

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（準備行為）

2 指定管理者の指定及びこれに係る手続その他この条例を施行するため必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（経過措置）

3 この条例の施行日の前日までに、この条例による改正前の松阪市地区市民センター条例及び松阪市公民館条例の規定によりなされた施行日以後の松尾地区市民センター、松阪市松尾公民館及び松阪市米ノ庄公民館利用に係る処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

（松阪市地区市民センター条例の一部改正）

4 松阪市地区市民センター条例（平成 17 年松阪市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「松尾地区市民センター」及び「松阪市丹生寺町 605 番地」を削る。

（松阪市公民館条例の一部改正）

5 松阪市公民館条例（平成 17 年松阪市条例第 247 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「松阪市松尾公民館」、「松阪市丹生寺町 605 番地」、「松阪市米ノ庄

公民館」及び「松阪市久米町 926 番地」を削る。